

令和 8 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6 月 18 日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 18 日〔木曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第 55 号 江南市市税条例の一部改正について

議案第 59 号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の変更について

議案第 60 号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の変更について

議案第 61 号 特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事(週休 2 日)請負契約の変更について

議案第 62 号 はしご付消防自動車売買契約の締結について

議案第 64 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算(第 3 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

危機管理室

の所管に属する歳出

第 2 条 継続費の補正

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員(6 名)

委員長 東 猴 史 紘 君

副委員長 大 薮 豊 数 君

委員 宮 地 友 治 君

委員 稲 山 明 敏 君

財政課長	矢 橋 尚 子 君
財政課主幹	伊 藤 俊 治 君
税務課長	金 川 英 樹 君
税務課主幹	古 川 雄 一 君
税務課副主幹	丹 羽 克 仁 君
税務課副主幹	田 中 なおみ 君
税務課副主幹	横 川 幸 哉 君
税務課副主幹	杉 江 善 和 君
収納課長	吉 本 晴 永 君
総務課長	浅 野 耕太郎 君
会計管理者兼会計課長	梶 田 博 志 君
監査委員事務局長	平 野 優 子 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	畑 毅 君
消防予防課長	栢 本 忠 幸 君
消防署長	上 村 和 義 君

○委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

おはようございます。本日はよろしく申し上げます。

ここで、委員会での服装ですが、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては、適宜お取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 5 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ここで、市長は御退席をされます。

○市長 よろしく申し上げます。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第55号 江南市市税条例の一部改正についてをはじめ 6 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時26分 休 憩

午前 9 時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

審査の順序については付託順により行いますが、本委員会の危機管理室長と建設産業委員会の水道部長が兼務となっておりますことから、危機管理室と水道部の審査が重なった場合には審査順を入れ替えるなど適宜対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては御協力いただきますようお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を

得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第55号 江南市市税条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第55号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 議案第55号 江南市市税条例の一部改正についてでございます。議案書の22ページをお願いいたします。

議案第55号 江南市市税条例の一部改正についてでございます。

次の23ページには、江南市市税条例の一部を改正する条例（案）を、少し飛んでいただきまして、31ページから60ページにかけまして新旧対照表を、61ページ、62ページには市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時31分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築) 工事請負契約の変更について

議案第60号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管) 工事請負契約の変更について

○委員長 続いて、議案第59号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築) 工事請負契約の変更についてを議題といたしますが、議案第60号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管) 工事請負契約の変更についてとは関連がありますので、一括して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号及び議案第60号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 初めに、議案第59号につきまして御説明申し上げますので、議案書の110ページをお願いいたします。

(仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築) 工事請負契約の変更についてでございます。参考資料といたしまして、111ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

続きまして、議案第60号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の112ページをお願いいたします。

(仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管) 工事請負契約の変更についてでございます。参考資料といたしまして、113ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　金額の変更という形でちょっとだけプラスされたという形なんですけれども、これって今後、例えば毎年に限らず、こういった金額の変更というのはあり得ることですよ。そういうことですかね。お願いします。

○総務課長　今回の金額の変更につきましては、公共工事の労務単価に關しまして、令和8年の3月から適用する労務単価が令和8年2月に変更されておりまして、国から公表されたことによる労務単価の変更に基づいて変更契約をいたしております。

一般質問の際に稲山議員からも御質問いただきましたが、今後、物価の著しい上昇等ございました場合は、その上昇の内容に応じてスライド条項というものが契約に付しておりますので、その条項に基づきまして変更の協議を受けるということになりますので、お願いいたします。

○片山委員　分かりました。別にこれね、否定しているわけでも何でもない。よく分かりましたんで、結構です。

○委員長　他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時34分　休　憩

午前9時35分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休2日）請負契約の変更について

○委員長 続いて、議案第61号 特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休2日）請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 議案第61号につきまして御説明申し上げますので、議案書の114ページをお願いいたします。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休2日）請負契約の変更についてでございます。参考資料といたしまして、115ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大薮委員 1つだけお願いします。

これ、浸水軽減効果の算定根拠は何か持っていますか。簡単に結構ですので、ちょっと教えてください。

○総務課長 今回の増額の主な要因ということでお答えさせていただきます。

○大薮委員 結構です。

○総務課長 こちらの工事につきましても、労務単価だけではなくて物価の単価を、当初契約時点の3月のこちらの価格に入れ替えて、積算した結果算定したものでございまして、主にプレキャスト設置工とウェルポイント工の増加率が多く、この金額になったものでございます。

○大薮委員 はい、結構です。ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 37 分 休 憩

午前 9 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号 はしご付消防自動車売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第62号 はしご付消防自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長 それでは、議案第62号につきまして御説明申し上げますので、議案書の116ページをお願いいたします。

令和 8 年議案第62号 はしご付消防自動車売買契約の締結についてでございます。

次の117ページには、参考といたしまして、売買仮契約書を掲げてございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしく願います。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○片山委員 これちょっと、議案質疑とかそういったので、もういろいろと質問されているんで、もうほぼほぼ質問はいいんですけど、ちょっと1つだけ。

こういうのって、特殊車両というのは、例えば、今後、近隣自治体との広域的な応援にも活動することもあるんですか。

○消防総務課長　近隣自治体、また愛知県全体での協定というものがござい
ますので、そういった場面がございましたら、要請に応じて市外のほうに応
援に出かけることはございます。

○片山委員　分かりました。こういった特別な車両というのは本当に、広域
で使ったほうが私もいいかなと思っているものですからね。そういう要請が
あったらという形でやるんですね。分かりました。

○委員長　ほかに。

○大藪委員　今の片山議員の質問の継続になりますけど、実際にはしご車の
高さが低くなります。前と同じ高さのものというのは一番近くでどこが持つ
ていますか。

○消防総務課長　近隣ですと、岩倉市消防か犬山市消防、一宮市消防、丹羽
消防がっております。

○大藪委員　その近隣自治体との共同運用というのはもう既に締結してある
というか、要するに約束事にはなっているという理解でいいですか。

○消防総務課長　今言いました近隣の消防本部との協定についてでございま
すが、一宮市、岩倉市、小牧市、丹羽消防につきましては……。

〔発言する者あり〕

○消防総務課長　すみません。県内の協定というのは締結してござい
ますので、今言った消防本部、近隣も含めまして協定を結んでいるということで間
違いございません。

○大藪委員　今、回答も戸惑ったぐらいですから、火事はもうすぐ行かな
きゃいけない状態で、そんなふうに戸惑っていただいたら困りますので、
きちっとここは持ち帰って、しっかり検証しておいていただきたいと思います。

もう一個だけ質問です。

これ、いつも、多分モリタなんですけど、どうしていつもモリタなのかと
いう本当に単純な質問なんですけど。

○消防総務課長　特殊車両というところで、モリタがやっぱり国内でも8割、

9割のシェアという実績があるのは、大体共通の理解なんですけれども、そのほかにも実はございます。

ただ、そういったモリタ以外のところだと、例えば東京、名古屋、大阪などの大きいところじゃないと、そういった入札とかには参加がちょっとしていただけていないというのが実情で、どうしても決まった業者になってしまうんですけれども、今、ほかのところでも指名競争入札ということで引っ張ってきて、艀装の部分で強いところがございますので、そういったところで入札のほうには参加していただいていますので、実際は車両としてはモリタの車両がほぼほぼ担っている実情はございますが、そういった事情でございます。

○大薮委員　大きな企業だということは、スケールメリットを考えたという理解でいいですか。

そうでもない。

○消防総務課長　議員おっしゃるとおりだと思います。

○大薮委員　分かりました。結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○稲山委員　実際、低いやつに替えていただいてありがたかったということもそうなんだけど、実際問題、35メートルのやつを購入しようとした場合、どのぐらいの減額というか、差額があったのか、ちょっと教えてほしいんだけど。

○消防総務課長　昨年度までの他市町での購入実績を参考にさせていただきますと、中身の部分で資機材とか若干の差はあるものですから、そこはちょっと大目に見ていただかなければいけません、他市町での購入金額としては35メートル級で2億4,000万円、2億5,000万円程度でございました。

また、今年度に入りまして急激な価格の高騰もございますので、もっと高騰しているということが考えられますので、差額としましては1億円ぐらいの差額はあるんじゃないかというふうには考えられます。

○稲山委員　ありがとうございます。

1億円という大きな金額を削減するというについてでも、やはりこのはしご車を35メートルから変更していただいたということは、非常に、私と

してはよかったかなあとと思いますので、できるだけ活動範囲が広がると思う
もんだから、そういったことで市民の安心・安全のために活用していただく
ように要望だけしておきます。以上です。

○委員長 要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた
します。

暫時休憩します。

午前 9 時 45 分 休 憩

午前 9 時 45 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

危機管理室

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

○委員長 続いて、議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、消防本部の所管に属する歳入歳出、総務部の所管に属する歳入、危機管理室の所管に属する歳出、
第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、企画部企画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 企画課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の21款諸収入、5項2目11節雑入で、説明欄のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、142ページ、143ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項2目企画費で、地域団体支援事業及び第7次総合計画策定事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大薮委員 第7次総合計画策定事業の減額理由を教えてください。

○企画課長 総合計画策定支援委託事業につきまして、7者による入札を行ったことによることが大きな要因と考えております。

○大薮委員 結構です。ありがとうございました。以上です。

○委員長 ほかに。

○片山委員 143ページのコミュニティ助成事業、これ、今回大間町で170万円という形ですけど、毎回今の状況を、例えば待ち状況と、ちょっとうちの区のほうでもお願いしたいと思うんですけど、いつ手挙げていいのかな、タイミングがなかなか難しくて、今度いつ抽せんができるのかとか、今、待ちがどだけあるのかな。もし名前言っていいいんであれば、どこどこ町どこどこ

町と言っていて、教えていただいているのか、今の状況。

○企画課長　今年度も一団体、宮後中区が申請しておりますが、不採択となっております。宮後中区ともう一団体、安良区が今待機の状態となっております。

毎年、例年1団体が採択ということになりますので、順調にいきますと、来年度、再来年度でその2団体が採択されるという見込みをしております。

来年の区長会の際には募集をしていきたいというふうに考えております。

○片山委員　来年ということは、申込みするのなら、であれば来年の春に申込みということですか。

○企画課長　そうですね。そのとおりでございます。

○片山委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○稲山委員　コミュニティ助成金の話なんだけど、これって2回目というのはできるのかな。1回だけで終わりじゃなくて、2回、3回と何遍も繰り返して、繰り返してということはないんだけど、必要があれば申込みはできるという解釈でいいのかな、これ。

○企画課長　一度採択されますと、5年間申請ができませんので、5年間空いた後には再度申請ができることになります。

○稲山委員　使ったところからもたまにそういった話があるんだけど、だで、その5年間というのがあまり各区のほうで知られていないもので、1回使ったら終わりじゃないというようなふうに思ってみえるものだから、その辺ちょっとしっかりと周知していただいたほうがええかなと思いますので。備品なんかもやっぱ悪くなってくるものだから、エアコンつけたりだとか。だで、そういったものに使っていただいたほうがええかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長　要望ということで。

○稲山委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて危機管理室防災安全課

について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

歳出につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の142ページ、143ページをお願いいたします。

最下段、2款1項8目防災安全費で、説明欄の地域強靱化計画改定事業で41万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、議案書の134ページ上段に、第2表 継続費補正を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 消防本部消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げますので、歳入について御説明申し上げますので、議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。

上段にございます15款2項5目1節消防費補助金の消防総務課でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

最上段にございます9款1項1目消防総務費で、右側説明欄、消防団運営事業（非常備）でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員 もうこれもいろいろと質問あったんであれなんですけど、ちょ

っと1つだけ、もう一度。

安全性や機能性、向上していると思うんですけど、何が一番大きく変わっているんでしたっけ。耐熱でしたっけ。

もう一度すみません、それだけ説明お願いします。

○消防総務課長　大きく変わる部分としましては、視認性の向上ということで、現行の消防団の活動服の部分より、オレンジの配色の部分が多くなります。なので、その分目立ちやすい服になるということで、そこが1点と、あと背面になりますが、今は江南市消防団という背文字は入ってございませんが、今回更新することで背文字も入れて、その文字を、反射材を使用することによって夜間でも目立つような形にさせていただきたいと考えております。

○片山委員　分かりました。じゃあ色合いと、今の視認性という、その視認性のところだけ。性能的には全く変わっていないんですか。

○消防総務課長　それ以外の変わる部分としましては、素材的にオールシーズン対応の生地で、あと伸縮性も向上しますので、動きやすい消防団の活動服になる見込みです。

○片山委員　了解です。動きやすいというところが一番ポイントかなと思うんでね。はい、結構です。

○委員長　他に質疑はありませんか。

○稲山委員　1点確認なんですけど、今回180名の服が変わるということだというふうに聞きましたけれど、現行の服はどうなるの。

○消防総務課長　数としましては、条例定数の200着を予算計上させていただいております。

現行の服につきましては、一応1着で今でもやっておりますが、火災時には、旧の、今まで着ていたものもそのまま使っていただきたいというふうに思っていますので、入替えでそれを回収するという考えはございませんので、2着持ちになりますが、そういった形でやっていこうと考えております。

また、式典なんかのときには、新しい服で統一してそろえるような形で、消防団のほうには案内していこうというふうに考えております。

○稲山委員　そうすると、貸与という形はどういう形になるの。

それだと実際問題、2着あって、1着ずつ使っていて、ほんで火災のとき

とか、そういうときにそういうふうに使やあええとかいう話なんだけど、以前は、全部入れ替えたときは全部返したわな、貸与だという話で。それはどうなるの。貸与じゃなくなるんじゃないの、それ。

○消防総務課長 稲山委員おっしゃることも、確かにおっしゃるとおりだという部分はございますが、今までの消防団からのお声を聞いていますとやっぱり1着だどという部分も実はありまして、本当は今回も2着貸与できればいいんですが、そこはなかなか厳しいところがございますので。また、今使えるものをそのまま集めてというの、何かもったいない部分もあるのかなというふうには思っておりまして、でしたら使えるうちは旧のものも使うのはどうかというふうに考えたわけですが、ちょっと今後の課題、持ち帰りにはなりますけど、一つ貸与の部分であんまりよろしくないということでしたら、それもちょうと検討する必要もあるのかなというふうには今聞いて思っております。

○稲山委員 基本はどこまでいっても貸与だもんだから。それを入れ替えるという話で、お金を、予算を取ってそれをやるもんだから、基本的には入替えるための服だもんだから。

だって火災現場のときに光ってよく見えるために服を買ったんだろう。そんなもう、何のためにそんな。ほんじゃあ、今のまんまの服で別に問題ないんじゃないの。何しに200着もほんなん買うの。徐々に入れ替えていけば別にええんじゃないの、そんな話だったら。違うの。それこそ税金の無駄遣いだと言われてもしようがないんじゃないと私は思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

○消防総務課長 検討させていただきます。

○大薮委員 今、稲山委員がおっしゃった内容の補足になると思いますけれども、昨今、ヤフーオークション、メルカリ見ていると、どこぞやの消防団の消防服が出ています、実際に。ちょっとその辺が懸念もされるので。例えば、2着持っていて前のやつが要らないとなると、もうこれ新しいほう貸与だでもいいだろうとってどっかに売られる心配もあるので、その辺はちょっと注目しておいていただいて。

僕は稲山議員が言うとおりの、新しいものを貸したなら古いものは引き揚げ

るべきだと思っていまして、引き揚げたものを逆にメルカリでも何でもいいですけど、市が売れば現金ができますので、そういうふうに考えていただいたほうがいいかなと要望しておきます。以上です。

○委員長 要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 それでは、令和８年度江南市一般会計補正予算（第３号）の財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。

上段19款繰入金、１項１目１節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の令和８年度江南市６月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の４ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成については、正・副委員長に御一任
いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

年度調査事項について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項及び行政視察について決めていただきたいと思います
と思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と行政視察の調査先を一覧
表にしてタブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

御意見はありませんか。

何か御意見はありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、委員長と副委員長でちょっと見直しの御提案をさせて
いただきたいと思います。

令和7年度では、DX、AI及びデータサイエンスについてとしておりま
したが、時代の潮流に合わせまして、令和8年度は、DX、AX及びロボッ
トの活用についてとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 AIというのは、ChatGPTやClaude Codeなどの特定のツールを表
す言葉なんですけど、AXというのは、そもそも組織が何かをやろうとする
ときは、AIを導入することを前提に、組織や人材育成なども考えてください

という方向性の文言であります。

ロボットの活用につきましては、最近、至るところで掃除ロボットだったり警備ロボットなり、自治体でも導入することが増えてきている潮流がございますことから、江南市議会としてもちょっとロボットの活用についても頭に入れておこうという意味で、ここの文言を修正させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、1. 公共施設マネジメントについて、2. 適正な課税・収納対策について、3. 消防行政について、4. 地域・市民協働の取組について、5. D X、A X及びロボットの活用について、6. 防犯・防災（危機管理）・交通安全対策について、7. 行財政改革について、8. その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項はそのように決定させていただきますので、よろしくお願いします。

また、ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思います。

行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 日程案といたしましては、10月14日水曜日から10月16日金曜日までとなっております。

つきましては、何泊何日で実施するかをお決めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ただいまの説明による日程案につきまして御意見等ございますか。

○稲山委員　昨年は1泊2日で2回、総務委員会に行ったと記憶しておりますけれど、今回につきましては、先ほど委員長言われましたDX関係と、AXとロボットの関係が非常に、今回、目新しいものになろうかなということでありますので、多分こういった先進事例、そんなロボットがどういう行政で役割しとるのかちょっと分からないもんですから、一遍ちょっと見たいなという気はせんでもないですけど、そうすると、先進事例とするとやっぱ東京だとか、そういった大都市圏になろうかと思うんですけど、多分一遍見てもすぐ分からないと思いますので、今回ちょっと腰を据えて2泊3日で行かれたほうがいいかなと思います。

ほかの項目もありますので、他の委員の御意見もありますけれど、僕としては今回、1つの項目に絞っていったほうがいいかなと思いますし、やるとするとまた1泊2日で、日帰りでとか何とかでやろうとすると、近辺で探そうとするとまた大変だと思いますので、交通費はかかりませんので、そのほうがいいのかと思いますので、ぜひ御検討していただければありがたいかなと思います。

○委員長　ありがとうございます。

視察先につきましては、ちょっと副委員長と委員長で一度話し合った結果、今回はDX、AX及びロボットの活用についてというテーマがちょっと目新しいですので、それがあるのがやはり東京ということですから、一度ちょっと東京に足を運びたいなという案を今皆様に御提示、具体的にどこかということはまだありませんが、ちょっと御提示させていただきたいとともに、今、稲山議員がおっしゃっていたように、本来私は1泊2日が今までよかったと思いますが、やはり1泊2日にしますと予算が余ってしまって、結局、日帰りでまた1月とか2月に行くということも、それがちょっと無駄なんじゃないかという御意見もありますので。私たちといたしましても、一度このテーマで腰を据えて2泊3日で、委員長・副委員長としても回りたいなという意見でまとまりましたが、その方向性で皆さん何か御異議はございますでしょうか。

〔「それで結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、行政視察調査の日程については、10月14日水曜日から10月16日金曜日までの……。

〔発言する者あり〕

○委員長 はい、これだけです。申し訳ございません。

10月14日水曜日から10月16日金曜日までの2泊3日で、行政視察調査を実施していきたいと思います。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いさせていただきたいと思いますが、先ほど私と副委員長から御提示させていただきましたように、DX、AX及びロボットの活用について東京方面に伺いたいということにさせていただきましたが、もう一度繰り返して申し訳ございませんが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの委員長案を基に、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思います。

なお、視察先の都合もありますので、その場合は正・副委員長に御一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、行政視察調査先についてはそのように決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は議会、会議や視察がないところになろうかと思います。また、講師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。

ありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、また何か御意見や御提案がございましたら、正・副委員長までお知らせください。

9月の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえて改めて御相談いたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては各常任委員会で検討していくことと決定したところでございます。これを受けまして、本日皆様に御協議をお願いするところでございます。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しておりますので参考にしてください。

それでは、対象団体とテーマについて何か御意見はありませんか。

何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　御意見もないようですが、今月中に正・副委員長へ御報告お願いを申し上げます。

候補が多数の場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思います。

また、候補が出なかった場合には、正・副委員長に御一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでございますので、そのように決定させていた

できますので、よろしくお願いします。

なお、対象団体の都合もありますので、変更が生じた場合は正・副委員長に御一任していただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます。こちら後日御報告させていただきます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了しました。

本日はありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午前10時12分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 東 猴 史 紘